

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 3 月 27 日

金 曜 日

号 外

目 次

告 示

- 海岸保全区域の指定についての一部改正 1
- 指定自立支援医療機関の名称の変更

監査委員公告

- 行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表 2

告 示

富山県告示第156号

海岸保全区域の指定についての一部改正について

海岸保全区域の指定について（昭和39年富山県告示第 213号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3 月 27 日

富山県知事 石 井 隆 一

海岸保全区域の表中

「同 697 同 5295の3番地 第 697号 同」

を

「同 697 同 5295の13番地地先 第 697号 同」

に改める。

(港 湾 課)

富山県告示第157号

指定自立支援医療機関の名称の変更について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第

123号) 第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があったので、同法第69条第2号の規定により公示する。

平成27年3月27日

富山県知事 石 井 隆 一

担当すべき自立支援医療の種類	変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更年月日
精神通院医療	社会保険高岡病院 高岡市伏木古府元町8-5	独立行政法人地域医療機能推進機構高岡ふしき病院 高岡市伏木古府元町8-5	平成26年4月1日
育成医療 更生医療	社会保険高岡病院 高岡市伏木古府元町8番5号	独立行政法人地域医療機能推進機構高岡ふしき病院 高岡市伏木古府元町8番5号	平成26年4月1日

~~~~~  
公 告  
~~~~~

行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について

平成26年3月27日付けで公表した行政監査の結果に基づき講じた措置について、富山県知事、富山県教育委員会及び富山県公安委員会から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年3月27日

富山県監査委員 坂 野 裕 一
富山県監査委員 渡 辺 守 人
富山県監査委員 酒 井 三 郎
富山県監査委員 桶 屋 泰 三

(通知文)

財 第 3 8 号
教企 第 7 3 号
平成27年3月12日

富山県監査委員 坂野 裕一 殿
富山県監査委員 渡辺 守人 殿
富山県監査委員 酒井 三郎 殿
富山県監査委員 桶屋 泰三 殿

富山県知事 石井 隆一
富山県教育委員会委員長
村井 和

行政監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成26年3月27日付け監委第18号で報告のありました行政監査の結果に基づき、別添のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

行政監査の結果（高額物品等の購入、管理及び活用）に基づき講じた措置

1 高額物品等の取得について

監査の意見	措置の内容（改善事項）
<p>(1) 取得、更新等の計画策定について</p> <p>高額物品については、取得はもとより更新にも多額の経費を要することから、中長期的な事業計画等を踏まえ、物品の導入計画等を策定するなど、取得目的を明確にした上で、計画的、効率的な取得、管理、更新に努めて頂きたい。</p> <p>導入計画の策定に当たっては、取得費用だけでなく、維持管理・修繕費用、処分費用等を含めた取得から使用を終えるまでの費用を勘案するとともに、機器の保守点検業務に要する経費を評価対象とするなど、</p>	<p>措置の内容（改善事項）</p> <p>高額物品については、従来から購入（更新）計画に基づいた取得、管理等に努めるとともに、保守点検経費を含めた導入の検討など、必要に応じて検討会議等を設け、計画的、効率的な取得等を行っている。</p> <p>また、情報システム機器の導入にあたっては、情報システム調達審査委員会における予算前審査、調達前審査等を経て、購入だけでなくリース契約を締結することでコスト削減を図っているものもある。</p> <p>今後とも、物品の取得、更新等については、</p>

<p>全体経費の抑制策も検討する必要がある。</p> <p>特に、ライフサイクルの短い物品や陳腐化の早い物品については、購入だけでなくリースによる保有や業務の委託についても、比較検討に努めて頂きたい。</p>	<p>計画的、効率的な取得等に努めてまいりたい。</p>
<p>(2) 高額物品等の取得内容の記録管理について</p> <p>試験研究機関等の出先機関の高額物品の購入に際して、入札や契約は、本庁の室課で執行され、納品後に当該試験研究機関等に物品の管理換え手続きを行っているが、契約時の関係書類の写等、購入物品の情報引き継ぎが十分に行われていないため、物品の管理に必要な情報の確実な伝達に努める必要がある。</p>	<p>高額物品等の納品後における物品の管理換えの際は、本庁関係課と試験研究機関等の出先機関との間で契約関係書類や購入物品情報等の引き継ぎを行っているところであるが、十分な確認がなされていなかった所属においては、当該確認の徹底を図ったところである。</p> <p>今後とも、物品の管理に必要な情報の確実な伝達、取得内容等の記録管理を適切に行ってまいりたい。</p>
<p>(3) 設備的大型装置の台帳登録科目について</p> <p>県が保有する高額物品には、建物設備として整備したものを後年度に設備の改修を行った場合に「区分換え」により備品登録、管理したもの（ダム放流操作装置や放流警報局等）があるが、備品としての管理が適当か、計上科目（建物、工作物、備品）の検討が必要である。</p>	<p>これまでも建設設備として整備したものの区分換えについては、出納局の定める物品分類区分表の分類に従い登録、管理しているところであり、今後とも関係規程等に基づき、適切な管理に努めてまいりたい。</p> <p>また、今後、区分換えにより備品登録等の必要があるものについては、計上科目に留意し、適正に処理してまいりたい。</p>

2 高額物品等の管理について

監査の意見	措置の内容（改善事項）
<p>(1) 複数の装置から構成される備品の「一式登録」について</p> <p>一式登録物品については、主要構成内容</p>	<p>一部の一式登録物品は、取得後相当の年数</p>

<p>を重要物品整理票または補助簿への記載を徹底するとともに、安易に一式登録されているものについては、点検のうえ分割登録を行うなど適正な管理に努める必要がある。</p>	<p>を経過し取得当時の金額内訳等を示す書類の文書保存期間が満了していることから現時点での分割登録は難しいものもあるが、更新の際には重要物品整理票または補助簿の記載を徹底するとともに、分割登録を行うなど適正な管理に努めてまいりたい。</p>
<p>(2) 備品の照合点検について</p> <p>各所属では、備品の照合点検を年度末に実施し報告されているが、備品の配置場所が備品使用簿の記載と異なるなど形式的となっている。また、修理・陳腐化等のおそれのある物品について、処分の要否を含めて確認・検討が行われるよう、事務の集中する年度末以外の時期にも、計画的な部分照合点検の実施が望まれる。</p>	<p>これまで各所属において、毎年度末に備品の照合点検を行い、配置場所等の備品使用簿の記載に誤りがないか確認しているが、年度末以外の時期にも備品の購入、処分等に合わせ照合点検を行うよう努めてまいりたい。</p> <p>また、修繕等を実施する際には、処分の要否を含めて確認・検討を行うよう努めてまいりたい。</p>
<p>(3) 備品表示票（備品シール）の貼付の徹底について</p> <p>主要構成物品への備品表示票の貼付を徹底する必要がある。</p>	<p>備品表示票の貼付については、備品の照合点検に合わせ確認を行っているが、主要構成備品についても貼付するよう徹底してまいりたい。</p>
<p>(4) 耐用年数の把握と修繕記録の整備について</p> <p>物品の耐用年数を管理し、取得からの経過年数を把握することにより、実質的な残存価値はどうか、そこから更新時期を検討するなど、耐用年数管理の視点を取り入れる必要があると考える。</p> <p>また、更新等の検討に資するため、修繕記録の整備が望まれる。</p>	<p>これまで各所属において、耐用年数及び経過年数を把握し修繕記録の整備を行うことで物品の更新時期等の検討を行っているが、今後とも耐用年数管理の視点から同様の対応を行ってまいりたい。</p>

<p>(5) 物品共済の付保について</p> <p>都道府県有物件災害共済事業の付保対象物件（備品台帳価格が1件1,000万円（木造建物内の場合は500万円）以上の高額物品）の中には、故障、陳腐化等により現在使用されておらず、更新計画のないものや、指定管理を行っている施設において、廃棄（決定）済にもかかわらず付保を継続していた例が認められたところであり、適正な物品共済の付保に努められたい。</p> <p>また、IT関係の高額備品は落雷による罹災が比較的多いことから、1,000万円未満であっても付保の必要がないか検討されるとともに、一方、更新の予定もなく不稼働となっているものは付保から除外を検討するなど、より適切な付保の基準を検討して頂きたい。</p>	<p>これまでも高額物品の災害共済付保にあたっては適正な加入に努めているが、各所属に対し、使用されていない廃棄（決定）済物品については災害共済付保物品の対象外とするよう周知徹底を図るとともに、災害共済加入備品の明確化を図るため、平成26年度から物品管理システムへの登録に合わせ、加入備品を特定し物品共済の付保を行っている。</p> <p>また、IT関係の高額物品は、機器の更新が頻繁に行われるものもあり現在は物品共済の付保を行っていないが、今後、その使用状況等を確認した上で必要に応じて付保について検討してまいりたい。</p>
---	---

3 高額物品等の活用について

監査の意見	措置の内容（改善事項）
<p>(1) 低利用（稼働）高額物品の利用対策の検討について</p> <p>利用状況の低いものは、特殊用途のため需要が少ない、調査期間中に故障・修理があったためなどの理由であったが、多額の県費を投じた高額物品であり、当初の想定利用に達していないものは、一層の利用促進に努める必要がある。</p> <p>その際に、目的外使用や補助要綱等に抵触しない範囲で、他部局との共同利用や県民、民間企業への貸出しなど利用が図れな</p>	<p>高額物品の中には、用途の特殊性、機器の不具合等の事情により、想定している利用頻度を下回っているものもあるが、その目的に応じ使用料や手数料を設定し広く県民等の利用に供するとともに、県立試験研究機関においては、相互に共同利用するなど利用促進に努めている。</p> <p>今後とも、目的外使用や補助要綱等に抵触しない範囲で積極的な活用が図られるよう、</p>

<p>いか検討して頂きたい。</p>	<p>一般県民等向けの開放設備についてはホームページ等で広く紹介するとともに、他部局との共同利用を進めるなど一層の有効活用に努めてまいりたい。</p>
<p>(2) 不稼働、低利用の物品の処分の促進について</p> <p>老朽化、陳腐化等により使用が困難となったものや、業務内容の変更により自機関で利用の可能性がなくなったにもかかわらず、処分費用がかかることや高額であることを理由として処分の検討を行っていないものもあるが、施設スペースの有効利用や安全面、管理の適正化等のためにも、可能な限り速やかに処分方針を決め、できるだけ早く処分を進めて頂きたい。</p> <p>処分に際しては、廃棄だけではなく関係団体等への譲渡やネット公売等についても検討する必要がある。</p> <p>このため、売却等のノウハウを蓄積し各所属への相談・指導や処分費用（需用費・役務費）及び修繕費用（需用費）の枠予算の設定などについても検討して頂きたい。</p>	<p>老朽化、陳腐化、修理不可能等の理由により使用が困難な状態にある物品については、適宜処分を検討する等、適切な物品の管理を行っているところである。</p> <p>廃棄以外の処分の方法（関係団体への譲渡等）については、個々の物品によりその対応が異なることから、個別事例に応じ検討を行ってまいりたい。</p> <p>また、処分や修繕等については、施設スペースの有効利用や安全面、管理の適正化等の観点も踏まえ、その必要性を十分に検証した上で、予算編成の中で必要経費を確保してまいりたい。</p>

(通知文)

富公委第 3 7 4 号

平成 27 年 3 月 12 日

富山県監査委員 坂野 裕一 殿

富山県監査委員 渡辺 守人 殿

富山県監査委員 酒井 三郎 殿

富山県監査委員 桶屋 泰三 殿

富山県公安委員会委員長

高 木 繁 雄

行政監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成26年3月27日付け監委第18号で報告のありました行政監査の結果に基づき、別添のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

行政監査の結果(「高額物品等の購入、管理及び活用について」)に基づき講じた措置

1 高額物品等の取得について

監査の意見	措置の内容 (改善事項)
<p>(1) 取得、更新等の計画策定について</p> <p>高額物品については、取得はもとより更新にも多額の経費を要することから、中長期的な事業計画等を踏まえ、物品の導入計画等を策定するなど、取得目的を明確にした上で、計画的、効率的な取得、管理、更新に努めて頂きたい。</p> <p>導入計画の策定に当たっては、取得費用だけでなく、維持管理・修繕費用、処分費用等を含めた取得から使用を終えるまでの費用を勘案するとともに、機器の保守点検業務に要する経費を評価対象とするなど、全体経費の抑制策も検討する必要がある。</p> <p>特に、ライフサイクルの短い物品や陳腐化の早い物品については、購入だけでなくリースによる保有や業務の委託についても、比較検討に努めて頂きたい。</p>	<p>これまでも高額物品の購入等については、中長期的な事業計画を策定し要求しており、導入計画の策定に当たっては、購入だけでなく、保守等を含めたリースの比較検討も行っている。</p> <p>引き続き、計画的な取得、更新に努めてまいります。</p>
<p>(2) 高額物品等の取得内容の記録管理について</p>	

<p>試験研究機関等の出先機関の高額物品の購入に際して、入札や契約は、本庁の室課で執行され、納品後に当該試験研究機関等に物品の管理換え手続きを行っているが、契約時の関係書類の写等、購入物品の情報の引き継ぎが十分に行われていないため、物品の管理に必要な情報の確実な伝達に努める必要がある。</p>	<p>高額物品については、物品整理票（写真入り）を作成し管理しており、管理換えの際には機器構成一覧等の資料を併せて送付している。</p> <p>引き続き、物品の管理に必要な情報の確実な伝達に努めてまいりたい。</p>
<p>(3) 設備的大型装置の台帳登録科目について</p> <p>県が保有する高額物品には、建物設備として整備したものを後年度に設備の改修を行った場合に「区分換え」により備品登録、管理したもの（ダム放流操作装置や放流警報局等）があるが、備品としての管理が適当か、計上科目（建物、工作物、備品）の検討が必要である。</p>	<p>「区分換え」による高額物品は該当がないが、今後、該当するものがあれば計上科目を検討し実施することとした。</p>

2 高額物品等の管理について

監査の意見	措置の内容（改善事項）
<p>(1) 複数の装置から構成される備品の「一式登録」について</p> <p>一式登録物品については、主要構成内容を重要物品整理票または補助簿への記載を徹底するとともに、安易に一式登録されているものについては、点検のうえ分割登録を行うなど適正な管理に努める必要がある。</p>	<p>これまでも個別に登録できるものについては個別に登録を行っており、システム機器等、一式登録が妥当なものについては重要物品整理票を作成するとともに機器一覧を備え付け、管理を徹底している。</p> <p>引き続き、適正な管理に努めてまいりたい。</p>
<p>(2) 備品の照合点検について</p> <p>各所属では、備品の照合点検を年度末に実施し報告されているが、備品の配置場所</p>	<p>これまでも年度末の照合点検以外に物品監査等に併せ、計画的に点検を実施している。</p>

<p>が備品使用簿の記載と異なるなど形式的となっている。また、修理・陳腐化等のおそれのある物品について、処分の要否を含めて確認・検討が行われるよう、事務の集中する年度末以外の時期にも、計画的な部分照合点検の実施が望まれる。</p>	<p>引き続き、備品の点検・管理が円滑化しないよう、計画的な照合点検に努めてまいりたい。</p>
<p>(3) 備品表示票（備品シール）の貼付の徹底について 主要構成物品への備品表示票の貼付を徹底する必要がある。</p>	<p>これまでも構成物品が分かれている場合には、全構成物品に備品表示票を貼付している。 引き続き、備品表示票の貼付の徹底に努めてまいりたい。</p>
<p>(4) 耐用年数の把握と修繕記録の整備について 物品の耐用年数を管理し、取得からの経過年数を把握することにより、実質的な残存価値はどうか、そこから更新時期を検討するなど、耐用年数管理の視点を取り入れる必要があると考える。 また、更新等の検討に資するため、修繕記録の整備が望まれる。</p>	<p>これまでも、機器の状態と耐用年数を勘案し更新要求してきたものである。 引き続き、耐用年数を意識した更新時期の検討に努めてまいりたい。 また、今回の高額物品では修繕はなかったが、今後、修繕があれば修繕記録を保管することとしたい。</p>
<p>(5) 物品共済の付保について 都道府県有物件災害共済事業の付保対象物件（備品台帳価格が1件 1,000万円（木造建物内の場合は500万円）以上の高額物品）の中には、故障、陳腐化等により現在使用されておらず、更新計画のないものや、指定管理を行っている施設において、廃棄（決定）済にもかかわらず付保を継続していた例が認められたところであり、適正な</p>	<p>都道府県有物件災害共済事業の付保対象物件については、いずれも使用頻度の高い物品であり、確実に災害共済に加入している。 引き続き、適切な物品共済の付保の徹底に努めてまいりたい。</p>

<p>物品共済の付保に努められたい。</p> <p>また、IT関係の高額備品は落雷による罹災が比較的多いことから、1,000万円未満であっても付保の必要がないか検討されるとともに、一方、更新の予定もなく不稼働となっているものは付保から除外を検討するなど、より適切な付保の基準を検討して頂きたい。</p>	
---	--

3 高額物品等の活用について

監査の意見	措置の内容 (改善事項)
<p>(1) 低利用 (稼働) 高額物品の利用対策の検討について</p> <p>利用状況の低いものは、特殊用途のため需要が少ない、調査期間中に故障・修理があったためなどの理由であったが、多額の県費を投じた高額物品であり、当初の想定利用に達していないものは、一層の利用促進に努める必要がある。</p> <p>その際に、目的外使用や補助要綱等に抵触しない範囲で、他部局との共同利用や県民、民間企業への貸出しなど利用が図れないか検討して頂きたい。</p>	<p>高額物品には、日々、窓口業務等において県民が使用するものや、警察業務において状況に応じて使用するものがあり、いずれも有効に利用されている。</p> <p>引き続き、各々の高額物品の使用目的に応じた積極的な利用促進に努めてまいりたい。</p>
<p>(2) 不稼働、低利用の物品の処分の促進について</p> <p>老朽化、陳腐化等により使用が困難となったものや、業務内容の変更により自機関で利用の可能性がなくなったにもかかわらず、処分費用がかかることや高額であることを理由として処分の検討を行っていないものもあるが、施設スペースの有効利用や</p>	<p>リースによる更新を行うものについては、更新に併せ処分する。また、老朽化し更新予定のない高額物品についても、処分を実施することとしている。</p> <p>今後とも、使用が困難となったもの等については売却等の可能性も検討し、速やかに処</p>

安全面、管理の適正化等のためにも、可能な限り速やかに処分方針を決め、できるだけ早く処分を進めて頂きたい。

処分に際しては、廃棄だけではなく関係団体等への譲渡やネット公売等についても検討する必要がある。

このため、売却等のノウハウを蓄積し各所属への相談・指導や処分費用（需用費・役務費）及び修繕費用（需用費）の枠予算の設定などについても検討して頂きたい。

分することとしたい。